



65 歳以上の高齢者を対象に

補聴器の購入費を助成します

多可町では、聴力機能が低下し日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器を装用することで、日常生活の質を維持しながら認知症が予防でき、住み慣れた地域で暮らせるよう、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

＜助成対象者＞

- ① 町内に住所を有する 65 歳以上の方
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けられない方
- ③ 補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない方
- ④ 耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けた方

※中等度難聴程度（聴力レベルが 40dB 以上 70dB 未満）の方が対象です。

※検査の結果、身体障害者手帳の交付対象になる場合は、ご相談ください。

＜助成対象となる補聴器＞

言語聴覚士又は認定補聴器技能者が医師意見書に基づき調整した、管理医療機器としての補聴器本体と付属品

※対象外となるもの ・集音器 ・故障、修理、メンテナンスなど

＜助成内容＞

上限 35,000 円（1 人 1 回限り）

※片耳、両耳問わず上限 35,000 円

※受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担

※申請前に購入されたものは助成対象外です。ご注意ください。

<申請から助成までの流れ>

① 申請書の入手

多可町福祉課で申請書と町指定の医師意見書等必要書類を受け取ります。

② 耳鼻咽喉科の受診

医師意見書を持って耳鼻咽喉科の受診をしてください。

医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書に記入を受けてください。※受診料、検査料、文書料等は自己負担です。

③ 申請・決定

多可町福祉課に申請書等を提出（医師意見書の作成日から3か月以内）

必要書類	・申請書（町様式）
	・医師意見書（町様式）、医療機関発行のオーディオグラム
	・購入する補聴器の見積書（金額、型番がわかる書類）※宛名は申請者本人

多可町から助成決定通知書と助成金請求書を送付します。

④ 購入

多可町から助成決定通知書と助成金請求書が届いたら、補聴器を購入し、購入店舗から請求書及び領収書をもらってください。

※言語聴覚士又は認定補聴器技能者が医師意見書に基づき調整したものに限る。

※宛名は申請者本人に限る。

⑤ 助成金の請求

多可町福祉課に請求書等を提出（助成決定の日から6か月以内に購入、請求）

必要書類	・請求書、領収書原本及び写し（原本は確認後返却）※宛名は申請者本人
	・購入した補聴器の型番がわかる書類（保証書など）
	・申請者本人の振込口座のわかる書類の写し
	・補聴器適合に関する診療情報提供書（交付を受けた場合）

⑥ 助成

申請者本人名義の指定口座に助成金を振り込みます。